

株式会社ユニコン

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を作成する

1. 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者への情報提供、相談体制の整備、社員へ制度の周知を図る

<取組内容>

2023年4月～ 法に基づく諸制度の調査

2023年6月～ 制度内容について社内メール等により周知

<女性活躍推進法に基づく目標>

目標1：非正社員の中から正社員への登用を5名以上

<取組内容>

2023年4月～ パートを対象として、雇用転換希望のヒアリング実施（年度ごと）

2024年2月～ 正社員転換への登用試験を実施する

2027年10月～ 状況を分析し、必要に応じて制度の見直しを検討する

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標2：社員一人当たりの有給休暇取得率を50%以上とする

<取組内容>

2023年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握

2024年4月～ 店舗ごとの取得率向上に向けた計画の策定

2027年4月～ 取得率向上に向けた計画の結果と見直し